

○総務省告示第二百三号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第四条の二の三第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定に基づき、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響の程度を勘案して総務大臣が指定する者を次のように指定する。

令和八年五月二十七日

総務大臣 林 芳正

一 株式会社NTTドコモに係る者は、次に掲げる者とする。

1 NTT東日本株式会社

2 NTT西日本株式会社

3 NTTドコモビジネス株式会社

4 株式会社NTTデータ

二 NTT東日本株式会社に係る者は、次に掲げる者とする。

1 NTT西日本株式会社

2 株式会社NTTドコモ

3 NTTドコモビジネス株式会社

4 株式会社NTTデータ

三 NTT西日本株式会社に係る者は、次に掲げる者とする。

1 NTT東日本株式会社

2 株式会社NTTドコモ

3 NTTドコモビジネス株式会社

4 株式会社NTTデータ